



長野県報

1月19日(月)
令和8年
(2026年)
第676号

目次

告示

救急病院等を定める省令に基づき認定した救急病院の名称変更の届出（医療政策課）	1
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定辞退の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（5件）（産業立地・IT振興課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT振興課）	9
建築基準法に基づく道路の位置の指定（6件）（建築住宅課）	12
特定調達契約に係る一般競争入札（特別支援教育課）	14

告示

長野県告示第21号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院から、次のとおり名称の変更の届出がありました。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	変更事項	
		新	旧
医療法人財団大西会 千曲中央病院	千曲市大字杭瀬下58	社会医療法人大西会 千曲中央病院	医療法人財団大西会 千曲中央病院

医療政策課

長野県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
博愛こばやし眼科 佐久平駅前院	佐久市佐久平駅南6番地4 Leafyビル1F・東	令和7年11月1日
あや皮フ科クリニック	上田市神畠29番地1	令和7年11月1日
つくし歯科	上田市下塩尻144-3	令和7年11月1日
釜口医院	岡谷市天竜町3-12-22	令和7年11月1日
らいおんこどもクリニック	塩尻市広丘高出2088番3	令和7年12月1日
のぞみ薬局	塩尻市広丘高出2088番4	令和7年12月1日
かえで薬局	諏訪郡下諏訪町4823-10	令和7年11月1日
小林歯科・矯正歯科クリニック	下伊那郡高森町下市田2934番地30	令和7年11月1日
かめやま医院	下高井郡山ノ内町佐野704-4	令和7年12月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 CONVIVIAL	安曇野市穂高北穂高2264番地43	訪問看護ステーション あかつき	安曇野市穂高北穂高2264番地43	令和7年12月1日

地域福祉課

長野県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あや皮フ科クリニック	上田市神畠29-1	令和7年10月31日
つくし歯科	上田市下塩尻144-3	令和7年10月31日
佐藤外科医院	小諸市鶴巻1丁目1番地14号	令和7年10月31日
博愛こばやし眼科佐久平駅前院	佐久市佐久平駅南6番地4 Leafyビル1F・東	令和7年10月31日
かえで薬局	諏訪郡下諏訪町4823-10	令和7年10月31日
小林歯科・矯正歯科クリニック	下伊那郡高森町下市田2934番地30	令和7年10月31日

地域福祉課

長野県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
上田整形外科内科	上田市常田2-15-16	令和8年4月1日

地域福祉課

長野県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和8年1月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
川上 弥生	上伊那郡宮田村1872-12	令和7年11月25日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふれあい接骨院 宮田院	上伊那郡宮田村3378-1	令和7年11月25日

地域福祉課

長野県木曾建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月19日

長野県木曾建設事務所長 岩 垂 宏 明

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 開田三岳福島線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木曾町三岳6470番の12地先から 木曾郡木曾町三岳9049番の7地先まで	旧	m 5.5 ~ 47.1	km 0.3998
同 上	新	5.5 ~ 47.1	0.3998
木曾郡木曾町三岳6470番の18地先から 木曾郡木曾町三岳6436番の3地先まで		7.5 ~ 29.5 10.6 ~ 26.6	0.3975 0.0960

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月5日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月19日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

1 路線名 152号

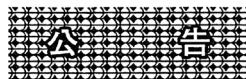
2 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大字鹿塩3838番の3地先から

下伊那郡大鹿村大字鹿塩4212番の8地先まで

3 供用を開始する期日 令和8年1月19日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年1月19日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

中御所3丁目複合店舗

長野市中御所三丁目14番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社クスリのアオキ

石川県白山市松本町2512番地

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	清水 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社クスリのアオキ	清水 宏憲	石川県白山市松本町2512番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	阿久津 知洋	東京都千代田区二番町8番地8

4 変更した年月日

令和7年5月15日

5 届出年月日

令和7年8月28日